

量水器（修繕品 13 ミリ）購入

特記仕様書

大阪広域水道企業団
豊能地域水道センター

特 記 事 項

(大要)

第1条 本業務は、大阪広域水道企業団豊能地域水道センター管内に設置している検定満了の量水器（以下「水道メーター」という。）の修繕業務を行うものである。

(対象機器)

第2条 本業務の対象となる水道メーターの仕様、数量、検定満了及び納入期日は次のとおりとする。

(1) 仕様

口径 13 ミリ

1. 接線流羽根車式（乾式）

「鉛レスの合金を素材としたメーター」又は「鉛流出を防ぐために従前の水道メーターの表面を処理したメーター」（鉛の進出基準 0.01mg/L 以下）とする。

2. 計量特性 $Q3 / Q1 = 100$

定格最小流量：Q1 0.025 m³/h

定格最大流量：Q3 2.5 m³/h

(2) 数量及び納入期日

370 個

納入期日は次の通りとする。

令和6年6月28日(金)

納入時に水道メーター試験成績（検査）表を添付すること。なお、納入期日までに担当者から指示がある場合は調整すること。

(3) 検定満了

令和14年6月

(4) 付属品

水道メーター接続用のパッキン：納入水道メーター1台当たり2枚

(5) 色及び番号

蓋は青、ケースは無塗装（酸化防止処理を施すこと）又は蓋と同色の塗装で、番号は受注後に担当者と調整すること。

(6) 引渡し水道メーター

納品した水道メーターで取替後、その取替で引揚げた検満切れ水道メーターを引き渡すものとする。なお、そのうち修理不能分があった場合でも、それを含めたものを引渡し個数とする。

(納入場所)

第3条 納入場所は次の通りとする。

大阪広域水道企業団豊能地域水道センター光風台配水池内倉庫

豊能郡豊能町光風台五丁目25番地

(支払方法)

第4条 納入月ごとの納品検査合格後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。